

県立都市公園 許可申請の手引き

厚木土木事務所
津久井治水センター 許認可指導課

令和8年 10 月改定

はじめに

県立都市公園の利用に関する許可申請をされるにあたって、手続きを円滑に進めていただくために、申請までの手順や、必要となる書類・留意事項等についてまとめた手引きを作成いたしました。

県立都市公園での許可申請をお考えの際には、こちらを参照されますようお願いいたします。

御不明な点等がございましたら、当センター許認可指導課まで御相談ください。

連絡先

厚木土木事務所 津久井治水センター

〒252-0157 神奈川県相模原市緑区中野 937-2 津久井合同庁舎 2階

電話番号:042-784-1111(代表)441~443,445(内線)

窓口受付時間:9時から12時まで、13時から16時まで

県立都市公園の許可についての流れ

事前相談(任意)

企画の内容により、必要な手続きや書類が異なります。

あらかじめ、事前相談フォーム(インターネット)によって、御相談ください。

お聞きする事項(例)

使用する公園及び詳細な使用箇所 企画の内容 企画を行う日時
使用人数 使用時間 使用機材



申請

公園内行為許可申請は、御利用の **11 営業日前**までに

公園内占用許可申請は、御利用の **30 営業日前**までに

それぞれ、御提出いただく必要があります。

お時間に余裕をもって御提出ください。



許可

目次

1. 県立都市公園での許可の目的	1
2. 県立都市公園での許可の種類と根拠条文.....	1
3. 県立都市公園の使用料について(令和8年 10 月現在)	2
4. 使用料の減免について	2
5. 許可申請の可否及び事前相談フォームについて.....	3
6. 津久井治水センターが管理する県立都市公園.....	4
7. 許可申請の方法.....	4
8. 許可後の留意事項	5
9. 提出書類の作成	6
提出書類の作成例	7～11,16
公園内マップ.....	12～15

1. 県立都市公園での許可の目的

都市公園法や神奈川県都市公園条例は、公共の安全及び福祉向上のため、社会生活上やむを得ない範囲で、県立都市公園内での一定の行為を制限・禁止しています。

そのため、県立都市公園内で一定の行為をする場合には、公園管理者の許可が必要となります。

県立都市公園は、公共性が高い場所であるという特性上、他の公園利用者への影響等を鑑みて、企画等の内容によっては、お断りさせていただく場合がございます。あらかじめ御了承いただいた上で、お早めの御相談をお願いいたします。

注1 都市公園(都市公園法 第2条)

一般的には、国または地方公共団体が設置する公園及び緑地のことを言います。

現在、神奈川県には 27 の県立都市公園があり、そのうち、当センターでは、3つの県立都市公園を管理しています。(3ページ参照)

2. 県立都市公園での許可の種類と根拠条文

県立都市公園で、公園施設以外の工作物の新築、イベント、撮影等を実施する場合は、都市公園法・神奈川県都市公園条例の許可が必要です。主な根拠条文は以下の通りです。

都市公園の占用(都市公園法第6条)

都市公園において、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて、都市公園内の土地を占有する場合、本条の許可が必要です。

行為の制限(神奈川県都市公園条例第 11 条)

県立都市公園において、次に掲げる行為をしようとする場合は、許可が必要です。

- (1) 物品を販売し、又は配布すること。
- (2) 業として、映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送を行うこと。
ただし、知事が都市公園の公衆の利用に支障を及ぼすおそれが少ないと認める場合は、この限りでない。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 募金、署名活動その他これらに類する行為を行うこと。
- (6) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

行為の禁止(神奈川県都市公園条例第 13 条)

県立都市公園の禁止行為については、本条例で定められています。以下に掲げる行為は、県立都市公園内では禁止されています。

- (1) 都市公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。

※また、ドローンの利用は安全上の観点より御遠慮いただいております。

3. 県立都市公園の使用料について(令和8年 10 月現在)

公園占用許可 都市公園法第6条関係・第二級地(相模原市)の場合 (一部抜粋)

占用物件	単位	金額(税抜)
第一種電柱	1本/年	1,940 円
標識	1本/年	2,780 円
その他のもの(柵・テント・テーブル等)	1m ² /1日	29 円

公園内行為許可 神奈川県都市公園条例第 11 条関係・第二級地(相模原市)の場合 (一部抜粋)

区分	単位	金額(税抜)
業として行う物品の販売	1日	1,200 円
業として行う映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送	1日	15,700 円
興行(会費を徴収して行う写真撮影会を除く。)	1日	15,700 円
会費を徴収して行う写真撮影会	1日	7,900 円
競技会その他これに類するもの	1時間	900 円
展示会、集会その他これらに類するもの	1m ² /1日	9円

県立都市公園での許可を受けた場合、所定の使用料の納付が必要です。(神奈川県都市公園条例第 24 条)

※占用・行為期間が1カ月未満の場合は、使用料に対して別途消費税がかかります。

※100 円未満の場合、100 円に切り上げて徴収を行います。

4. 使用料の減免について

義務教育諸学校・幼稚園・保育所や、社会福祉事業を営む団体が体育行事を行う場合、その他公共的目的で使用される場合等、申請の内容によっては、使用料の減免が可能です(神奈川県都市公園条例第 26 条)。

5. 許可申請の要否及び事前相談フォームについて

公園利用にあたっては、利用目的・人員や時間の規模・使用機材等により、許可が必要な場合があります。
なお、記載されている例はあくまでも一部です。

許可申請が必要なもの（許可書の発行あり・使用料あり）

- ・公園内でのイベントや集会
- ・テレビ番組、映画撮影
- ・雑誌撮影
- ・広告撮影
- ・その他、一般的な個人利用の範囲を超えると考えられる公園利用

許可申請が不要なもの

- ・他の公園利用者に影響を及ぼさない、家族写真、ウエディングフォト撮影、ポートレート撮影など
※公園利用者の規制をしない、大きなセットや機材を使用しない等

許可申請が必要と考えられる場合、もしくはその判断に迷う場合には、

津久井治水センターHP上の「公園利用 事前相談フォーム」より、企画の概要をお送りください。

お送りいただいた情報をもとに、津久井治水センターにて、許可申請の要否を確認し、その後、必要なお手続きを御案内します。

明らかに許可申請が不要である場合、事前相談等は不要です。

写真撮影等をされる場合には、他の公園利用者に対して十分御配慮いただきますよう、お願いいたします。



【津久井治水センター】公園利用 事前相談フォーム

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=137795

URL または二次元コードからアクセス

もしくは「津久井治水センター 公園 事前相談フォーム」で検索ください

24 時間・365 日送信いただくことが可能です。（内容の確認は開庁日のみ行います）

6. 津久井治水センターが管理する県立都市公園

都市公園法に基づき、津久井治水センターが管理している県立都市公園は以下の3つです。

(1) 県立相模湖公園(紹介ページは[こちら](#))

所在地:神奈川県相模原市緑区与瀬

管理事務所:042-684-3276

(2) 県立津久井湖城山公園(紹介ページは[こちら](#))

所在地:神奈川県相模原市緑区根小屋ほか

管理事務所:042-780-2420

(3) 県立相模原公園(紹介ページは[こちら](#))

所在地:神奈川県相模原市南区下溝ほか

管理事務所:042-778-1653

7. 許可申請の方法

(1) 事前相談(任意)

公園利用に係る事前相談は、原則として以下の事前相談フォームで受け付けます。



【津久井治水センター】公園利用 事前相談フォーム

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=137795

URL または二次元コードからアクセス

もしくは「津久井治水センター 公園 事前相談フォーム」で検索ください

24 時間・365 日送信いただくことが可能です。(内容の確認は開庁日のみ行います)

お送りいただいた情報をもとに、津久井治水センターで、許可申請の可否を確認し、必要なお手続きを御案内します。

その後、許可申請が必要な場合には、正式に申請いただく前に、事前に、提出予定の申請書類の内容を確認させていただきます。申請書類に内容に問題がないことを確認でき次第、正式な申請書類として御提出をさせていただきます。

上記のやり取りにお時間を要することがありますので、十分な余裕を持って御相談ください。

なお、下記ウに記載の標準処理期間を確保できないなど、お手続きの時間が足りない場合には、当該日時での御利用をお断りさせていただきますので、何卒御了承ください。

(2) 申請

ア 許可権者

許可権者は、厚木土木事務所長です。

イ 提出部数

1 部

ウ 標準処理期間

申請から許可までの標準処理期間(許可までに必要な日数)の目安は以下の通りです。

この日数には、書類の補正にかかる日数や、土日祝・年末年始を含みません。

申請にあたっては、十分時間に余裕をもって行ってください。

根拠条文	所長許可
神奈川県都市公園条例第 11 条 県立都市公園内での行為許可	11 日
都市公園法第6条 県立都市公園の占用許可	30 日

エ 申請書類

申請に必要な様式・添付書類については後述(6ページ以降)を御参照ください。

オ 申請書の提出

申請書は、**郵送・来所・メール**いずれかの方法で御提出が可能です。来所での御提出をされる場合には、事前に担当宛に連絡し、できる限り担当者への御提出をお願いいたします。

8. 許可後の留意事項

以下は全て重要な内容ですので、**必ずお読みください**。

- (1) 許可になりましたら御連絡いたしますので、許可書の受領にお越しく下さい。
その際、受領した旨の印鑑又はサインをお願いします。
(郵送でのお渡しも可能です。郵送を御希望の場合は、申請書の郵送時に返送用封筒を同封ください。)
- (2) 許可書を熟読いただき、許可内容を遵守してください。申請内容・条件は、現場責任者まで周知徹底をお願いいたします。
- (3) 申請内容通りに行為を行ってください。
申請内容を変更する場合には、新たに変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要があります。
- (4) 行為を行う際には、周囲の利用者に御配慮いただき、皆さまが県立都市公園を快適に御利用いただけるよう、御協力をお願いいたします。
- (5) 許可書及び申請書は、紛失しないよう大切に保管してください。
- (6) 使用料は、後日送付する納入通知書により、定められた期日までに納入してください。
(納入通知書の送付先をあらかじめ担当者までお伝えください。)

9. 提出書類の作成

各申請に必要な書類は以下の通りです。

公園内行為許可申請・・・①②③
公園占用許可申請・・・①②③④

① 許可申請書 (第5号・8号様式)	■ 津久井治水センターHP より Word ファイルをダウンロードし、御利用ください。 ■ 申請者の住所・氏名及び連絡先を記載してください。 申請者が法人その他団体の場合、代表者の氏名まで記載してください。 ■ 申請年月日は、原則として提出日です。 ■ 予備日がある場合は予備日を、雨天中止の場合はその旨を記載してください。 ■ 「その他必要な事項」の欄に、使用人数や使用機材について記載してください。
② 企画書・パンフレット等 行為の内容がわかる書類	以下の内容がわかるような企画書・パンフレット等を添付してください。 ■ 使用する公園やその中の具体的な場所(〇〇公園 〇〇広場 等) ■ 企画・撮影等の詳細な内容 ■ 企画・撮影を行う日程 (予備日がある場合は予備日を、雨天中止の場合はその旨を記載してください。) ■ 使用時間(13 時～18 時 等) ■ 使用人数(演者・被写体の人数、スタッフの人数等) ■ 使用機材・セット等
③ 公園内マップ (使用箇所の印付)	■ 各公園の園内マップに、使用したい箇所を○で囲う等の印付けをしてください。 (公園占用許可申請の場合、併せて占用面積を記載してください。) ■ 実際に添付いただくための公園内マップは <u>12 ページ～15 ページ</u>にあります。 そちらに適宜描き込む等して御利用ください。
④ 占用面積 計算書	■ 公園<u>占用</u>許可申請の場合のみ添付してください。 ■ 占用面積や構造がわかるよう、設置する物件の図面に寸法を記載してください。 ※占用面積は、投影面積(真上から見たときの面積)で算出してください。

※必要に応じて、その他書類の御提出を求める場合がありますが、御了承ください。

次ページ以降に各書類の記入例がございますので、作成の際に御参照ください。

① 許可申請書(公園内行為許可申請)

第8号様式(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

公園内行為許可申請書

神奈川県都市公園条例第11条第1項の規定により、次のとおり都市公園内における行為の許可を申請します。

令和〇年 〇月 〇日

原則として提出日を御記入ください。

申請者が法人その他団体の場合、
代表者の氏名まで記載してください。

申請者 住 所 神奈川県相模原市△△
郵便番号 252-□□□□
氏 名 株式会社△△
代表 〇〇 〇〇
電話番号 042-□□□-□□□

原則、こちらの宛先に許可書・納入通知書をお送りします。
送付先のご希望がある場合はあらかじめお伝えください。

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕

神奈川県 厚木土木事務所長 殿

行 為 の 内 容	ビデオカメラによる撮影
行 為 の 目 的	CM撮影のため
行 為 期 間	令和〇年〇月〇日(土) 13時～18時 予備日: 令和〇年〇月〇日(日)13時～18時
行 為 の 場 所	県立相模湖公園
使用する公園施設	水辺広場
現場責任者の住所、 氏名及び連絡先	神奈川県相模原市中央区△△ 〇〇 〇〇 090-□□□-□□□
その他必要な事項	被写体 4人 スタッフ 6人 カメラマン 1人 カメラ(〇〇〇) 三脚 1台

予備日がある場合は予備日を
雨天中止の場合はその旨を記載してください。

具体的な使用箇所を記載してください。
展示会・集会などは行為面積を記載してください。

使用人数や機材について記載してください。

※津久井治水センターHPより本様式の Word ファイルをダウンロードして御利用ください。

リンク(以下クリックで該当ページに移動します)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7t/cnt/f6840/p21671.html>

① 許可申請書(公園占有許可申請)

第5号様式(第7条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

公園占有許可申請書	
都市公園法第6条第1項の規定により、次のとおり都市公園の占有許可を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。	
令和〇年 〇月 〇日	
原則として提出日を御記入ください。 申請者が法人その他団体の場合、代表者の氏名まで記載してください。 原則、こちらの宛先に許可書・納入通知書をお送りします。送付先のご希望がある場合はあらかじめお伝えください。	申請者 住 所 <u>神奈川県相模原市△△</u> 郵便番号 <u>252-□□□□</u> 氏 名 <u>株式会社△△</u> 代表 <u>〇〇 〇〇</u> 電話番号 <u>042-□□□-□□□□</u> (法人その他の団体にあつては、) 所在地、名称及び代表者の氏名) 神奈川県 厚木土木事務所長 殿

占有工作物、物件、施設名	<u>イベント用備品(テント・テーブル等)</u>
占 用 の 目 的	<u>〇〇〇〇〇(イベント名)実施のため</u>
占 用 の 期 間	<u>令和〇年〇月〇日(日)</u> 具体的な使用箇所と、 占有面積(合計)を記載してください。
占有の場所及び面積	<u>県立相模原公園 芝生広場</u> <u>10m²</u> 占有物件の構造と、 占有面積(個別)を記載してください。
占有工作物等の構造概要 及び工事費	<u>折り畳み式テント(2.0m×2.0m=4.0m²)</u> <u>木製テーブル 2卓(1.5m×2m×2=6.0m²)</u>
占有工作物等の管理方法	<u>申請者が管理</u> 長期的に占有物件を設置される場合は、 具体的な管理方法を記載してください。 (例:月に1回、異常がないか点検を行う)
工事实施の方法(直営又は請負施行の別)	<u>直営</u>
工事の着手及び完了の時期	<u>令和〇年〇月〇日(日)</u>
そ の 他 必 要 な 事 項	

② 企画書・パンフレット等 行為の内容がわかる書類

※以下はあくまで一例です。実施される企画の内容が詳細にわかるものであれば、どのような形式でも問題ありません。

〇〇イベント

場所 相模原公園 芝生広場

主催 △△△△

日時 令和〇年〇月〇日(日)

人数 スタッフ ○名

目的

[illegible]

イメージ写真等

イメージ写真等

責任者 ○○ ○○
(連絡先) 090-□□□-□□□□

③ 公園内マップ(使用箇所の印付)

※12 ページ～15 ページの公園内マップを御利用ください。

公園内行為許可申請の場合

(例: 県立相模湖公園)



(例: 県立津久井湖城山公園)



④ 公園内マップ(使用箇所の印付)

※12 ページ～15 ページの公園内マップを御利用ください。

公園占用許可申請の場合

(例: 県立相模原公園)



適宜、マップを拡大し描き込みをしていただく、又は航空写真に描き込みをしていただく等、申請の内容(占有の場所・占有物件の配置等)が詳しくわかるよう、作成をお願いいたします。

公園内マップ(県立相模湖公園)



公園内マップ(県立津久井湖城山公園 花の苑地・水の苑地)



県立津久井湖城山公園マップ

TSUKUIKO SHIROYAMA PARK MAP



※山中で事故やケガをされ、
救助が必要な場合は最寄の
●にある看板の番号を御
連絡の際にお伝えください。
パークセンター電話番号
042-780-2420



橋本駅からバスで来園の際は・・・

みかけ
北口で三ヶ木行きバス(1番のりば)に乗り、
水の苑地・・・20分「城山高校前」下車徒歩3分
花の苑地・・・22分「津久井湖観光センター前」
下車すぐ
根小屋地区・25分「クラブ前」または「北根小屋」
下車徒歩20分

- 見どころスポット
 - 分岐点
 - 位置看板
 - 高圧線鉄塔
 - 竖堀(たつぼり)
 - 公園園路(車椅子可)
 - らくらくコース
 - ちょっと険しいコース
- パークセンターから頂上
まで 30～60 分です。

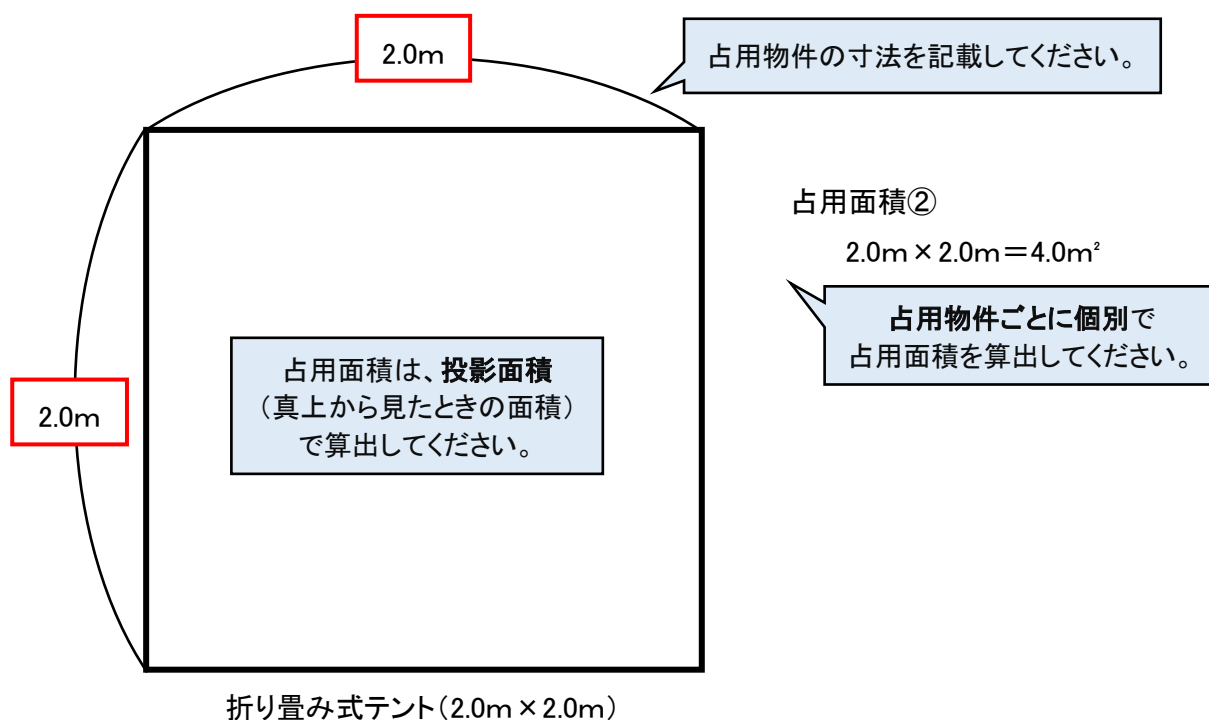
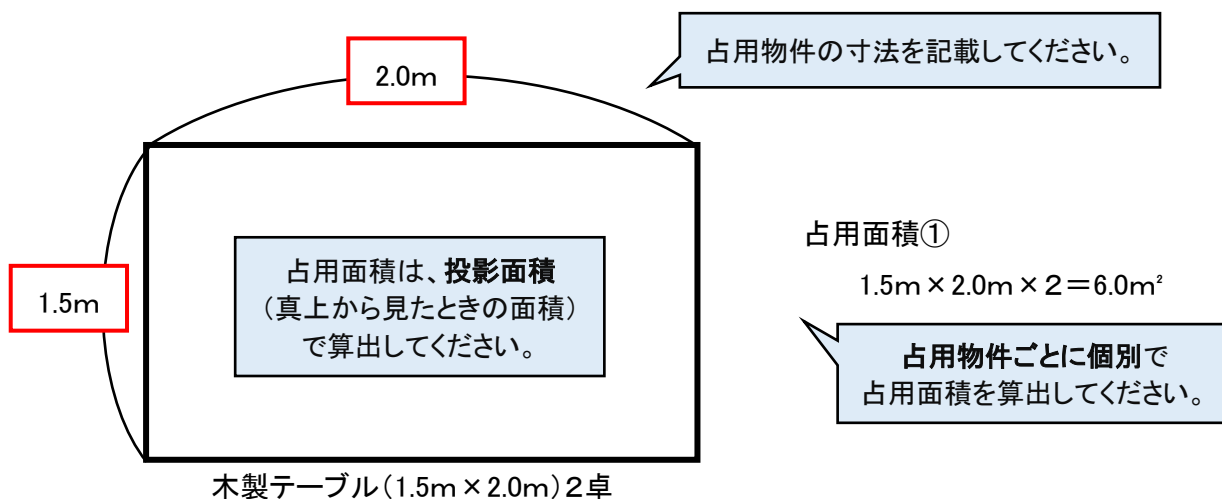
公園内マップ(県立相模原公園)



⑤ 占用面積計算書

※以下はあくまで一例です。

占用物件の構造・寸法が詳細にわかるものであれば、
カタログや構造図等、どのような形式でも問題ありません。



占用面積(合計) ①($1.5\text{m} \times 2.0\text{m} \times 2 = 6.0\text{m}^2$) + ②($2.0\text{m} \times 2.0\text{m} = 4.0\text{m}^2$) = 10.0m^2

占用物件全てを合計した占用面積を算出してください。